

一般社団法人 日本不整脈心電学会認定 植込み型心臓デバイス認定士制度 規則

第1章 総則

(目的、名称)

第1条

この制度は、植込み型心臓電気デバイス(CIED、Cardiac Implantable Electronic Device)の進歩発展に即して、一般社団法人日本不整脈心電学会(以下、日本不整脈心電学会と表記する)が、医療資格者(以下、医療スタッフと表記する)で、植込み型心臓電気デバイスに関する一定の知識(学習指導要綱の修学)を有する者を植込み型心臓デバイス認定士として認定し、植込み型心臓電気デバイスケアの向上を図り、以って国民の健康の増進に貢献することを目的とする。

具体的には以下の事象を植込み型心臓デバイス認定士認定の主な目的とする。

- 1) 植込み型心臓電気デバイスに関する医療スタッフ知識の標準化とレベルの向上
- 2) 植込み型心臓電気デバイスに関する医療スタッフ間の知識の共有と円滑化
- 3) 植込み型心臓電気デバイス患者の生活の質の向上に貢献
- 4) 植込み型心臓電気デバイスの合併症と医療過誤の回避
- 5) 医療受給者に対する施設の選択基準の提供

2. 前項の認定士は、一般社団法人日本不整脈心電学会認定 植込み型心臓デバイス認定士(以下、植込み型心臓デバイス認定士と表記する)と称し、英文表記を JHRS certified CIED medical professional、略称を CMP とする。

3. 認定者は日本不整脈心電学会より認定証と認定バッヂが交付され、「植込み型心臓デバイス認定士」の呼称が使用できる。

(組織)

第2条

この制度の健全な維持と運営のため、植込み型心臓デバイス認定士制度部会(以下、部会と表記する)を置く。

2. 部会の責務

- 1) 規則の設定と更新
- 2) 学習指導要綱(シラバス)の設定と更新
- 3) 試験問題作成と審査
- 4) 認定審査、更新審査(更新に関する規則参照)
- 5) 指定講習会の企画

第2章 植込み型心臓デバイス認定士

(資格認定試験)

第3条

植込み型心臓デバイス認定士資格認定試験(以下、資格認定試験と表記する)は、毎年1回、筆記試験により行う。

2. 学習指導要綱、試験施行日、試験方法、申請方法等は、学会ホームページ上に公示する。

(受験資格)

第4条

資格認定試験を受験するものは、次に定める条件をすべて満たすものとする。

- 1) 日本の国家医療資格を有すること(経験年数は問わない)
- 2) 受験申請時に日本不整脈心電学会の会員であること
- 3) 試験日よりさかのぼって3年間以内に、指学習指導要綱に基づく指定講習会を受けていること
指定講習会の詳細については学会ホームページに公示する。なお、IBHRE/CDR/不整脈治療専門臨床工学技士資格保持者は指定講習会受講を免除される。

(申請書類及び試験審査料)

第5条

資格認定試験の受験を申請するものは、次の申請書類を提出し、審査料を納入する。

2. 申請書類

- 1) 植込み型心臓デバイス認定士受験申請書
- 2) 医療資格免許証のコピー
- 3) 指定講習会受講証明書または、IBHRE/CDR/不整脈治療専門臨床工学技士認定証
- 4) 審査料振込記録の写し

3. 審査料

審査料は20,000円とし、納入された審査料はいかなる場合も返却しない。

(認定)

第6条

日本不整脈心電学会理事長は、資格認定試験に合格したものに対し、理事会の承認を経て植込み型心臓デバイス認定士認定証を交付する。合否通知は裁定後、速やかに行うこととする。

2. 認定料

認定料は 5,000 円とし、納入された認定料はいかなる場合も返却しない。

(認定更新)

第 7 条

植込み型心臓デバイス認定士は、認定を受けてから 5 年毎に認定更新の審査を受けなければ、引き続き植込み型心臓デバイス認定士の呼称を使用することができない。

2. 認定更新料

認定更新料は 5,000 円とし、納入された認定更新料はいかなる場合も返却しない。

(資格喪失)

第 8 条

植込み型心臓デバイス認定士は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 植込み型心臓デバイス認定士としての資格を辞退したとき
- 2) 学会員としての資格を喪失したとき
- 3) 認定更新を受けないとき

(資格停止、取消)

第 9 条

日本不整脈心電学会理事長は、植込み型心臓デバイス認定士としてふさわしくない行為のあったものに対して、部会、理事会の議を経て、植込み型心臓デバイス認定士の認定を期限付きで停止または取り消すことができる。

2. 資格停止または取り消しの通知を受けた者は、理事会に対し不服を申し立てることができる。

第 3 章 会議

(招集)

第 10 条

会議は部会長が招集する。ただし、構成員の 3 分の 1 以上から会議の目的とする事項を示して請求があつたときは、部会長はただちに臨時部会を招集しなければならない。

(定足数)

第 11 条

会議は構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(通知)

第 12 条

この規則の実施に関して、部会および理事会において決定された事項は、学会ホームページに公示し、会員に通知する。

第 4 章 補則

(規則の変更)

第 13 条

この規則は、部会の審議を経て変更することができ、それを理事会に報告する。

(非常事態時)

第 14 条 委員会および理事会が社会的な非常事態と判断した場合には、この規則の第 3 条 1 項、第 4 条 1 項、第 7 条 1 項について、期限を定めて変更することができる。変更された内容は、学会ホームページ上に公示する。

(施行)

第 15 条 この規則は 2018 年 7 月 14 日から施行する。

以上

2019 年 1 月 17 日改定

2019 年 2 月 21 日改定

2019 年 3 月 15 日改定

2019 年 6 月 14 日改定

2020 年 6 月 20 日改定